

第4部 計画の推進体制等

第1章 計画の推進体制

第1節 各保健医療圏における推進体制

1 一次保健医療圏における推進体制

- 市町村は、当該地域の保健・医療・福祉の関係団体、県の保健所等との連携を図りながら、計画の推進に努めます。
- また、医療保険者として特定健康診査、特定保健指導の実施体制の充実強化に努めます。

2 二次保健医療圏における推進体制

- 各圏域別に医療提供者、医療受給者、行政関係者により構成する地域保健医療協議会を設置しています。同協議会では、県、市町村、保健医療福祉関係団体等が実施する事業等について協議し、計画の推進に取り組みます。

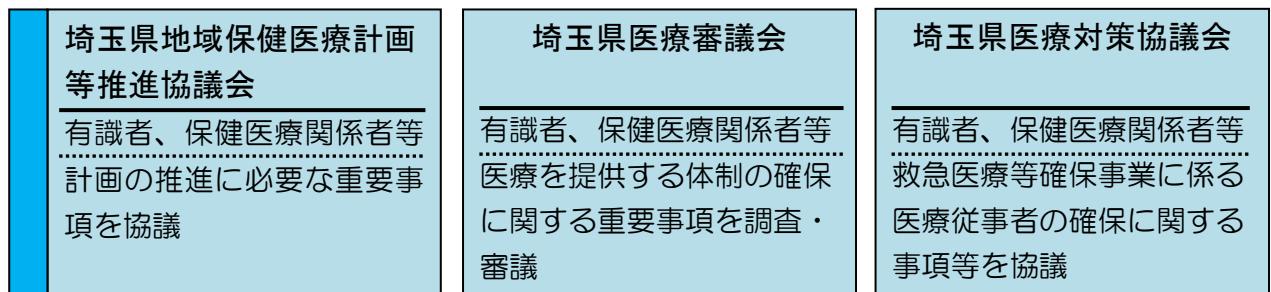
■二次保健医療圏域における推進体制



3 三次保健医療圏における推進体制

- 有識者や医師会等の関係機関、団体の協力の下に設置している「埼玉県地域保健医療計画等推進協議会」で計画推進に必要な重要事項を協議します。
- 「埼玉県医療審議会」では、本県の医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査・審議します。
- 「埼玉県医療対策協議会」では、本県の救急医療や周産期医療など救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保に関する事項等について協議します。

■三次保健医療圏域における推進体制



第2節 実施主体の役割

1 県

(1) 県(関係部局)

- 県は、県民の健康を保健・医療の両面から支援するため、県民や関係団体等の理解と協力を得て、この計画の推進に努めます。
- 推進に当たっては、第1節3に記した埼玉県地域保健医療計画等推進協議会において、計画推進に関する協議を行うほか、計画全体の進行管理等を行います。

(2) 保健所

- 保健所では、各種施策等の調査研究や企画調整機能の役割を担っています。市町村での対応が困難な精神保健や難病対策、エイズ・感染症対策など、専門性・技術性の高いサービス提供の機能も担っています。さらに、食品衛生、薬事衛生、生活環境など、いわゆる対物保健サービスの提供機能を担っています。
- 学校保健、職域保健、福祉、非営利組織（NPO）等との連携の強化や市町村の支援などが求められています。
- また、効率的かつ効果的な地域保健活動の展開を推進するため、医療と介護・福祉との連携強化が求められています。
- さらに、災害時等におけるスムーズな協力体制の確保や地域における健康危機管理の拠点としての機能の充実が必要です。
- このため、保健所は、地域保健の広域的・専門的・技術的拠点としての機能の強化に努めます。また、地域の実情を踏まえた医療機関間の連携強化に努めます。さらに、地域の情報センターとして保健医療福祉などに関する情報の収集、管理、分析、広報に努めます。このほか、保健医療従事者への研修などの役割を担うとともに、医療サービスと介護・福祉サービスとの連携強化に努めつつこの計画を推進します。

2 市町村

- 住民に身近な市町村の保健活動は、この計画の推進にとってますます重要なとなっています。
- 住民の生活習慣病予防や健康づくりの体制、保健医療福祉の総合的窓口機能の整備・充実が求められています。
- 高齢者の医療の確保に関する法律で、住民に対する特定健診・保健指導は、保険者の役割とされています。市町村は国民健康保険の保険者として、実施率向上に有効な取組体制の整備・充実が求められています。
- このため、市町村は、健康相談、特定健診・保健指導などの計画的な事業

実施、保健センター等の充実に努めます。さらに、保健師、栄養士など専門職員の計画的な確保、養成あるいは地域包括ケア体制など地域保健、介護・福祉サービスの推進に努めます。

- また、保健所を設置する市においては、地域保健医療に対する企画調整等の機能を有する保健所を中核として、住民のニーズに合致した総合的な保健医療施策を実施することとします。
- 市町村は、初期救急と第二次救急のうち病院群輪番制（大人）の整備主体として、その充実に努めます。

3 保健医療関係団体等

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会等の団体、保険者や県民の健康診査等の実施機関、衛生関係団体は、地域における保健医療の推進に大きな役割を担っています。こうした保健医療機関、団体に対する県民の期待は、大きく、それぞれの専門的な立場からの協力が不可欠となっています。
- また、地域での効率的な保健医療サービスの提供を図るため、医療機関の機能分化と連携の推進が必要です。
- このため、保健医療機関・団体の理解と協力の下、それぞれの機能を尊重しながら、相互の連携を密にして医療連携体制の構築に努めます。
- また、研究・研修体制の充実などを行い、医療従事者の資質の向上と養成確保に努めます。

4 県民

- 保健医療の向上を図るには、行政、保健医療機関等の取組と併せて、県民の主体的な参加と協力が不可欠となります。
- 健康で生きがいを持って生活を送るためには、県民一人一人が自分の健康は自分で守るとの認識に立って、健康管理を積極的に進めることが重要です。
- また、患者も医療の担い手であるという意識を持って、医療情報の取得、自らの医療内容の理解、治療に対する意思表示などを積極的に行っていく必要があります。
- 救急医療の適切な受診や救急車の適正な利用等も進めていく必要があります。

第2章 推進状況の把握等

- 医療計画及び医療費適正化計画については、毎年度、埼玉県地域保健医療計画等推進協議会において、計画の進捗状況を確認します。その結果に基づいて必要な対策の実施に繋げるPDCAサイクルを活用することで、計

- 画された施策を着実に推進するよう努めます。
- 評価・検討を行い、必要があると認めるときは計画の変更を行います。